**○厚生労働省告示第八十四号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。ただし、平成二十二年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十四年三月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表中「すべての」を「全ての」に改め、同表の上欄中

| | |
|---|---|
| 「（項）医療提供体制基盤整備費<br>（目）医療施設等設備整備費補助金（都道府県に係るものを除く。）<br>（目）医療施設等施設整備費補助金（都道府県に係るものを除く。）<br>（項）東日本大震災復旧・復興医療提供体制基盤整備費<br>（目）医療施設等設備整備費補助金（都道府県に係るものを除く。）<br>（目）医療施設等施設整備費補助金（都道府県に係るものを除く。）」 | を |

に改める。

**○農林水産省告示第六百四十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字奈根字中在家一一三の一、大字東薗目字下峯一の一・四の二・一六・二〇の一・二一の一・二二の一・二三・二五から二八まで・二九の一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、四の一、七の一、一〇の五、一一、一七、一八、三〇、三一、字栃ケウツ一、二・五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字金山沢一、二、九の一、九の二、一二の四、一二の一一、一三、一四の二、一五の二、一七の五、一七の六、一八の二、一八の八、一八の一〇、二二、二二の一、字諸久保二〇の一、二〇の三、二〇の五、字中林二七の三、字大松洞四、五、八の一（次の図に示す部分に限る。）、一一、字弓バ三九の三、字橋沢三、五の一から五の三まで、六、七の一、七の二、一四の一、一四の二、一四の七、字上小沢一八、三七、三八、字下小沢三〇、三一、字向平五二の一、五二の五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百四十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市七郷一色字大島一二二、字上貝津四九、五二、六八の一、字向久保七二、七三、字桐山三八、四四から四六まで、五〇から五三まで、五五、六三、六四、上吉田字松山一の二、四、五、五の一、六、六の一、七、八、字堂ノ入一、一の一、二の一、二の二、三の一から三の五まで、四から一一まで、一一の一、一一の二・一二合併地、一三、一四の一、一五から一七まで、一七の一、一七の二、一八から二五まで、二五の一、二五の二、二六、二七の一から二七の八まで、二八、二八の一、二九、二九の一、三〇、三一、三二の一、三二の二、川合字乳岩二三の六、二三の一三、作手保永字向山五の八八、五の一二四、五の一二八

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上貝津四九・五二・字堂ノ入二の一・二の二・三の四・三一・三二の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市上吉田字川上二七、五六の一、一三一の二、一三三、一三四の一、字白井沢二、四、四の一、五の二、六、七、九の五、一二の一、一二の三から一二の六まで、一六の一、一八の一、一八の四から一八の六まで、二〇の一、二〇の三、二四の三、二四の六、二六の一、二八の二、二八の三、二九の二、二九の三、二九の五、三三の二、三四、字西山七、八の一、一四の一、一八の一から一八の三まで、一八の五、一九、一九の一から一九の三まで、一九の五、一九の八、二〇、二〇の一、二六の一、二九、四二、四三の一、四四の二、四四の四、四四の六、四四の七、四五、六八の一、六九、七四、七九の二、八六、八八、八九の三、九四の一、九五の二から九五の四まで、九九、一〇四の一、一〇七の一、一〇七の三、一〇九の一、一〇九の三、下吉田字大森一の三、一の一二、字上新戸一一九、一二二の二、一二三の三、一二三の四、一二四の四、一二六の二、一二七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百四十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛知県豊川市東上町本宮山一の一八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）